

農業委員会だより

発行：南種子町農業委員会
編集：農業委員会振興部
電話：農業委員会事務局
0997-26-1111
(内線 300・301・302)

Minamitane Town Board of Agriculture Information



平成30年度 ふるさと祭り

目 次

新年のご挨拶・農業委員会の主な活動内容	2
農業委員・農地利用最適化推進委員の紹介	3
農地を貸したい借りたい人のための制度・農地パトロールを実施	4
農地転用・農地の貸し借りや売買・相続等	5
新規就農者紹介・農地等利用の最適化に関する指針	6
農業者年金に加入して安心して豊かな老後を・農業者年金受給者の皆さんへ	7
2019 年現地調査・定例総会予定表・第 36 回通常総会を開催・編集後記	8

農地に関するお問い合わせは農業委員会またはお近くの農業委員へ

新年あけましておめでとうございます



ご家族お揃いで輝かしい新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。
南種子町農業委員会は平成28年4月の「農業委員会等に関する法律」の改正を受け、平成29年7月より新体制で業務に専念いたしているところでもあります。農業委員会の必須の業務は「農地等の利用の最適化の推進」でありその業務の推進のため、農業委員・農地利用最適化推進委員共にその使命をはたすべく邁進いたしてまいります。

昨年を振り返りますと、台風等自然災害が頻繁に発生し農作物等に甚大な被害をもたらした年でありました。しかしながら本町の基幹作物の甘藷・サトウキビにおきましては一応の収穫となったところでもあります。2019年は更なる豊作の年でありますよう念願してやみません。

農業委員会に課せられた使命は、農業を成長産業として位置づけ農業所得を増やし、農業・農村を元気にすることが最大の目的と考えます。今後とも各種補助事業を活用し、農地の利用集積の促進、担い手農家への農地の集積、認定農業者への経営確立の支援、遊休農地や違反転用の発生防止・解消のため農地パトロールなど「人と農地」対策を中心に、農地基本台帳の整備を実施し、農地基本台帳及び農地地図システムを活用した地域農業振興に取り組んでまいります。

今後とも皆様の変わらぬご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

2019年は年号が変わる年でもあります。新しい年号のもと更なる飛躍が期待されることを願いつつ今年の豊作と皆様のご健康をご祈念申し上げ、新年のご挨拶と致します。

南種子町農業委員会の主な活動内容

農業委員会は、農業者の公的代表として、農業生産の基盤となる農地を貴重な資源と位置づけ、農地を守り有効利用を図るため、農地パトロールを実施し、遊休農地の調査・解消、無断転用の防止に努めております。

法令業務としまして、農地の権利移動や農地転用などの許認可につきまして制度の適正な運用を図り公正・公平な審議に努めております。

★ 農業委員

1. 農地の貸借や売買の許可・決定など及び農地転用などへの意見
 - 1) 農地の貸借や売買の許可・決定
 - 2) 遊休農地に対する措置
 - 3) 農地転用許可への意見
※違反転用への対応
2. 農地利用最適化推進指針等の作成

★ 農地利用最適化推進委員

1. 担当地区内の農地利用の最適化のための実践活動が主体
 - 1) 担い手への農地利用の集積・集約化
 - 2) 遊休農地の発生防止・解消
 - 3) 新規参入への支援活動
2. 総会などに出席し、農地利用の最適化推進
3. 農地利用最適化推進指針の作成に参画

農地に関する相談は、ご気軽にお近くの農業委員・農地利用最適化推進委員又は農業委員会事務局へお問い合わせください。

南種子町農業委員の紹介

氏 名	担当地区	TEL	氏 名	担当地区	TEL
石堂 かよ子 ＜会 長＞	莖永全域	26-7645	中里 安男	下中全域	26-6249
西田 三郎 ＜職務代理＞	上中（焼野・上野・山崎・仲西・西之町）	26-0319	西田 暁	平山全域	26-7372
高田 照美 ＜農地部長＞	西之（官造牧・砂坂・野尻・木原・小田・前之原・下西目）	26-6820	寺田 誠 ＜振興部長＞	上中（大字都・上之平・本町・共栄・新栄町・河内）	26-6389
古市 道則	長谷全域	26-0524	牛野 進一郎	西海全域	26-0654
池亀 昭次	島間（仲之町・田尾）	26-4260	河野 律雄	西之（野大野・上瀬田・平野・田代・本村・崎原）	26-0694
小山 重和	島間（向方・大久保・小平山）	26-4657	※農地に関する相談等は、各地区担当の農業委員・農地利用最適化推進委員へ		



石堂 かよ子



西田 三郎



高田 照美



古市 道則



池亀 昭次



小山 重和



中里 安男



西田 暁



寺田 誠



牛野 進一郎



河野 律雄

南種子町農地利用最適化推進委員の紹介

氏 名	担当地区	TEL	氏 名	担当地区	TEL
雨田 俊孝	長 谷	26-0418	片板 大作	莖 永	26-7736
高田 正一	下 中	26-6812	小脇 浩一	西 之	26-1063
小山 幸良	島 間	26-4035	柳田 和則	上 中	26-0807
中峯 哲義	西 海	26-0470	中畠 一三	平 山	26-7656



雨田 俊孝



高田 正一



小山 幸良



中峯 哲義



片板 大作



小脇 浩一



柳田 和則



中畠 一三

農地を貸したい，借りたい人のための制度

農地中間管理機構

高齢化や後継者不足などで耕作を続けることが難しくなった農地を借り受け，認定農業者や集落営農組織などの担い手や新規に農業を始めたい方などに貸し付ける公的機関。農地の集積・集約化を進めるため，中間的受け皿となる組織です。



出し手

- ・農地の借り手が見つからない。
- ・面積を減らして経営農地の一部を貸したいと考えている。
- ・農業を引退したいので農地を誰かに貸したい。

貸出意向の表明

- 利用意向調査
- 人・農地プランアンケート

受け手



公募への応募

- 借りたい農地の情報

- ・経営農地の拡大を検討中の方！
- ・分散した農地の集約化を検討中の方！
- ・新規に農業を始めたい方！

あっせん・マッチング

農地中間管理機構

- 受け手（担い手）が見込める農地を借り，受け手（担い手）へ貸し付けます。
- 借受農地の管理を行います。

農地を貸す期間はできるだけ10年以上とします。

賃料は，地域の水準を基本とします。

～限りある農地を守るために！～

農地パトロールを実施！



農業委員会は，定期的に農地パトロールを実施しています。特に5月と11月を強化月間として位置づけ，農地部員による農地パトロールを実施しました。

農地の利用状況を確認し，遊休農地の解消など農地を有効利用する活動の一環としてパトロールを行います。

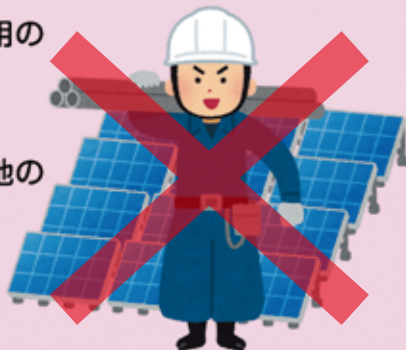
また，無断転用や不法投棄されている農地はないか調査し，これらの農地については是正指導を行うこととしています。

農地の転用には許可が必要です。

農地の無断転用はぜったいダメ！

農地を農地以外に利用する場合は、農地法の規定による農地転用の許可が必要になります。

- 住宅を建てる
- 農業用施設を建てる（条件により届出のみの場合（自己所有農地の面積が200㎡未満）があります）
- 資材置場や建設残土捨て場にする
- 樹木を植林する
- 太陽光発電設備を設置する など



農地は、大切な食料の供給基盤です。

一度農地以外に利用されると元に戻すことは極めて難しいことから、転用は計画的な土地利用のもとに適切に行われる必要があります。具体的な転用目的の無い投機目的、資産保有目的での農地の取得は認められていません。許可を受けずに農地を転用する場合や、転用許可に係る事業計画どおりに転用していない場合には、罰則の適用もあります。

※農地を埋め立てたり、掘り下げをする場合も農業委員会へ届出する必要があります。

農地の貸し借りや売買はどうしたら？

農地を耕作目的で売買・貸借するには

農地を耕作目的のために所有権移転（売買・贈与・交換など）、または貸し借りをする場合は、農地法第3条の規定による許可が必要です。（所有権移転の登記の際には、この許可書が必要となります。）

- 今まではなんとか耕作してきたけど、後継者もないので処分したい。
- 経営規模を拡大したい。自分の圃場の近くに農地を借りたい。
- 農地を相続したんだけど、自分では耕作できないし…誰か借りてくれる人はいないかな？

このような場合には、農業委員会またはお近くの農業委員・農地利用最適化推進委員へお気軽にご相談ください！



相続等によって農地を取得した場合には届出を

農地の相続等により、農地法の許可を受けることなく農地等の権利を取得した場合には、所在する農業委員会への届出が必要です。

農業委員会

- 届出が必要なのは相続（遺産分割及び包括遺贈を含む）、法人の合併・分割、時効等により農地等を取得した場合です。
- 権利の取得を知った日からおおむね10ヶ月以内に届出を行ってください。

※届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合には、10万円以下の過料に処せられます。なお、この届出によって権利取得の効力を発生させるものではありません。





新規就農者紹介



【畑作】

高田 寿代（27歳）
（焼野集落）・右はお母さん

【経営内容】さつまいも
（青果用）安納イモ50a・ジャ
ガイモ・スナップエンドウ・
人参45a

自然豊かで・温暖な気候の
中農業経営を目指す。今後は、
現状を維持し、早期準備・適
期管理に従事し、作物の収量
増と良品質作物の生産を目指
す。安定した農業経営の展開
を目指したいと、意気込みを
話してくれました。



【畑作】

鮫島 貴晴（37歳）
（長谷野集落）

【経営内容】さつまいも
（青果用）90a・ジャガイモ50a

安定した経営を目指したい。
農業は自然・気象条件に左右
されるが、早期準備・適期管
理に従事し、作物の収量増と
良品質作物の出荷を目指す。
また、経営内容の把握と分析
に伴う経費の省力化に取り組
み、安定した食糧供給に寄与
したいと意気込みを話してく
れました。



【畑作】

松山 理恵（43歳）
（共栄集落）

【経営内容】落花生40a

大阪市出身種子島在住6年
目。焼き肉店を経営する一方・
温暖な気候を生かし良質な落
花生づくりを目指す。土づく
りを基本とし、早期準備・適
期管理に従事し、作物の収量
増と良品質作物の出荷を目指
す。先輩方の指導を受けなが
ら安定した農業経営の展開を
目指したいと、意気込みを話
してくれました。

南種子町農業委員会農地等の利用の 最適化に関する指針

「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられました。

1、遊休農地の発生防止・解消

平成29年度から平成34年度まで6年間かけて、遊休農地解消を達成する。1年間の遊休農地の解消面積は、5ヘクタールを目標とする。

2、担い手への農地利用の集積・集約化

人と農地の問題解決のため、「地域における農業者等による協議の場」を通じて、認定農業者等を地域の中心となる経営体と位置付け、それぞれの農業者の意思と地域の資源に照らした実現可能性のある「人・農地プラン」の作成と見直しに主体的に取り組む。

3、新規参入の促進

平成29年度から平成34年度まで6年間かけて、16経営体の新規参入を目標とする。1年間の目標は3経営体とする。

知らないとい
損する

農業者年金に 加入して安心して 豊かな老後を

- 60日以上農業に従事する方なら広く加入できます。
- 保険料は全額が社会保険料控除の対象で大きな節税効果。
- 一定の要件を満たす方には月額最大1万円の保険料補助。

ご存じですか？

- ・65歳の日本人の平均余命は
**男性19年（84歳）、
女性24年（89歳）**

農業者年金受給者は
さらに長生きされる
データがあります。

高齢農家世帯の家計費は、
月額約23～24万円
が必要です。
(総務省家計調査などより)

国民年金の支給額は
一人、月々約6万5千円
(40年加入の場合)



豊かな老後生活のためには、国民年金だけでは十分とは言えず、
老後の生活費は自分で準備する必要があります。

農業者の皆様も、メリットがたくさんある**農業者年金**に加入
して安心して豊かな老後を迎えましょう。

農業者年金に加入すれば ～農業者年金の支給額の試算～

加入年齢	納付期間	保険料 納付総額	年金額(年額)		想定される受給総額	
			男性	女性	男性	女性
20歳	40年	960万円	77万円	65万円	1,645万円	1,742万円
30歳	30年	720万円	51万円	43万円	1,092万円	1,156万円
40歳	20年	480万円	30万円	25万円	646万円	684万円
50歳	10年	240万円	13万円	11万円	288万円	305万円

※上のケースは、通常加入で保険料月額2万円で加入し、65歳までの運用利回りが2.5%、65歳以降の予定利率が0.35%となった場合の試算です。受取総額は65歳での農業者年金加入者について想定している平均余命を考慮し、男性86.5歳、女性92歳まで生存した場合の金額です。

※運用利回りは、加入後の経済変動により上下します。制度発足以降の15年間(平成28年度まで)の運用利回りの平均は、年率2.77%です。

※予定利率は毎年度、農林水産省告示により定められ、平成30年度は0.35%となっています。

※各金額は単位未満を四捨五入により表示しています。

農業者年金受給者の皆さんへ(現況届を忘れずに！)

- 現況届は、毎年5月末日頃に農業者年金基金より直接受給権者に送付されます。
- 必ず、現況届を農業委員会へ提出してください。

2019年 現地調査・定例総会予定表

申請書 締切り		現 地 調 査			定 例 総 会			
月	日	日	曜日	時間	日	曜日	時間	場所
1月	12/28	15	火	9:00	25	金	9:30	2F大
2月	1/31	12	火	9:00	25	月	9:30	2F大
3月	2/28	11	月	9:00	25	月	9:30	2F大
4月	3/29	10	水	9:00	25	木	9:30	2F大
5月	4/30	13	月	9:00	27	月	9:30	2F大
6月	5/31	10	月	9:00	25	火	9:30	2F大
7月	6/28	10	水	9:00	25	木	9:30	2F大
8月	7/31	9	金	9:00	26	月	9:30	2F大
9月	8/30	10	火	9:00	25	水	9:30	2F大
10月	9/30	10	木	9:00	25	金	9:30	2F大
11月	10/31	11	月	9:00	25	月	9:30	2F大
12月	11/29	10	火	9:00	20	金	9:30	2F大

南種子町農業者年金友の会 第36回通常総会を開催

平成30年5月25日町福祉センターにおいて、町農業者年金友の会第36回通常総会を開催しました。総会には会員198人中、委任状を含め139名が出席しました。

石堂会長のあいさつに始まり、議事として平成30年度活動方針、計画（案）並びに予算（案）が提案され、原案どおり承認・決定されました。

総会終了後は、町営ゲートボール場で親善ゲートボール大会が開催されました。

会員の皆様におかれましては朝早くから大変ご苦労様でした。



編集後記

振興部では、年1回「農業委員会だより」を発行しています。

その中で委員会の活動報告や農政情報など少しでも多くの方々に農業に関係する情報を分かりやすくお届けできたらと思っています。

新体制となり一年が過ぎましたが農業委員・農地利用最適化推進委員は各地区の農業者の代表者として、身近な相談相手として活動してまいります。

新年を迎え、新たな気持ちで農業委員・農地利用最適化推進委員一同頑張りますのでご指導・ご協力をお願いいたします。

振興部長
委員

寺田 誠
中里 安男
牛野 進一郎
河野 律雄
西田 三郎
西田 暁

全国農業新聞
NATIONAL AGRICULTURAL NEWS



毎週金曜日発行 B3版 8~10頁建
購読料 1ヶ月 700円[送料, 税込み]

お申込みは農業委員会事務局・地区担当農業委員・農地利用最適化推進委員へお問い合わせ下さい。

経営とくらしに役立つ情報をお届けします!